



## 住居確保給付金を受けるには、つぎの条件があります

申請時に以下の①～⑦のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれがある方
- ② 申請日において、離職、廃業等の日から原則2年以内である（離職・廃業等）  
 または、就業している給与やその他の収入が、自身の責任による理由・都合によらないで減少し、離職または廃業と同等程度の状況にある（減収・休業等）
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の収入基準額以下である（収入には、公的給付等を含む）

世帯人数	基準額	家賃額（上限）	収入基準額 《基準額+家賃額》（上限）
1人	86,000円	～33,400円	～119,400円
2人	124,000円	～40,000円	～164,000円
3人	147,000円	～43,400円	～190,400円
4人	175,000円	～43,400円	～218,400円
5人	209,000円	～43,400円	～252,400円
6人	242,000円	～47,000円	～289,000円
7人	275,000円	～52,100円	～327,100円

◆世帯人数が8人以上の場合は問い合わせてください

◆家賃額の上限は生活保護法による住宅扶助の上限額です ◆家賃額には管理費・共益費等は含みません

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産（預貯金及び現金）の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	金融資産基準額
1人	516,000円
2人	744,000円
3人	882,000円
4人以上	1,000,000円

◆金融資産基準額は、収入基準額表の「基準額×6」  
 ◆ただし、上限額は100万円です



- ⑥ 公共職業安定所または地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口（以下「ハローワーク等」という。）に求職の申込みをし、常用就職を目指した求職活動を行うこと。

減収・休業等の方で事業を立て直す意思があり、自立に向けた活動を行う場合は、新規申請時ハローワーク等への求職の申込は不要です。なお、自立に向けた活動とは、経営相談先から助言等を受けて作成する「自立に向けた活動計画」に基づき行う活動です。

- ⑦ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

## 住居確保給付金の支給額

■ 申請月の世帯の収入合計額が基準額以下の場合、支給額 = 実際の家賃額

■ 申請月の世帯の収入合計額が基準額を超える場合、以下の式で算出する額

$$\text{支給額} = (\text{基準額} + \text{実際の家賃額}) - \text{申請月の世帯の収入合計額}$$

※ただし、いずれの場合も支給額は前項④表の家賃額（上限）が上限となります。

《計算例》

■ 1人世帯で申請月の世帯の収入合計額が70,000円、実際の家賃額が25,000円の場合  
 支給額は、実際の家賃額 25,000円

■ 4人世帯で申請月の世帯の収入合計額が200,000円、実際の家賃額が70,000円の場合  
 $(175,000円 + 70,000円) - 200,000円 = 45,000円$   
 ただし前項④表の4人世帯の家賃額（上限）は43,400円なので、支給額は43,400円

## 住居確保給付金受給中の義務

受給期間中は、以下の内容を含め、自立相談支援機関と作成した支援プランに基づき求職活動や自立に向けた活動を行ってください。新型コロナウイルス感染症の影響により、自立相談支援機関やハローワーク等への来所が困難な方はご相談ください。

《離職・廃業・休業（被雇用者）された方》

- ① 月4回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受けてください。  
 「職業相談票」を支援員へ提示してハローワーク等での職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を報告書などで報告してください。
- ② 月2回「職業相談票」を持参のうえ、ハローワーク等の職業相談を受けてください。  
 「職業相談票」にハローワーク等の担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、確認印を受けてください。
- ③ 週1回以上、求人先への応募を行うか、面接を受けてください。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。月1回の支援員の面接の際に「常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して報告してください。

《休業等をされた自営業者の方で経営改善を目指す方（自立に向けた活動を行う方）》

- ① 月4回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受けてください。
- ② 原則月1回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けてください。
- ③ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月1回以上、当該計画に基づき、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取り組みを行ってください。